

平成 30 年 8 月から、70 歳以上の高額療養費の上限額が変わりました

「高額療養費制度」とは「ひと月に医療機関や薬局に支払った額が高額になった場合、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す」制度です。

公的医療保険では、年齢や所得に応じて、ご本人が支払う医療費の上限が定められているためです。

現在の 70 歳以上の方の支払上限額は以下の表の通りです。



【平成 30 年 8 月からの上限額（70 歳以上）】

適用区分	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	Ⅲ 課税所得 690 万円以上の方		252,600 円 + (医療費 -842,000) × 1% [注]多数回 140,100 円]
	Ⅱ 課税所得 380 万円以上の方		167,400 円 + (医療費 -558,000) × 1% [多数回 93,000 円]
	Ⅰ 課税所得 145 万円以上の方		80,100 円 + (医療費 -267,000) × 1% [多数回 44,000 円]
一般	課税所得 145 万円未満の方	18,000 円 (年間の上限 144,000 円)	57,600 円 [多数回 44,000 円]
住民税非課税	住民税非課税世帯	8,000 円	24,800 円
	住民税非課税世帯 年金収入 80 万円 以下など		15,000 円

(出典：厚生労働省 HP

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000209856.pdf>)

注) 多数回

過去 12 か月以内に 3 回以上、上限額に達した場合は、4 回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

この制度を受けるために、医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は、必ず、「限度額適用認定証」を各市区町村窓口で交付の申請をしてください。

ご不明な点がございましたら、お気軽に窓口へお問い合わせください。